

令和5年度 徳島県県土整備部営繕課・住宅課・建築指導室
(一社) 徳島県建築士事務所協会 意 見 交 換 会

日時：令和5年10月10日(火) 13:30~15:00
場所：自治会館 1階

次 第

司会：佐田久 広報・渉外委員長

1. 開 会
2. あいさつ
3. 自己紹介
4. 意見交換
5. 閉 会

令和５年度 徳島県と建築士事務所協会 意見交換会議題

① ランク分けについて

営繕課にて、ランク分けをＡランクとＢランクの２つに分けられています（Ａランク 20 社、Ｂランク 35 社）。Ａランク 20 社でも、上位と下位では売上高、社員数が大きく異なります。

委託業務の１件の発注金額が、１事務所の年間売上高よりも高い物件も見受けられ、事務所規模と、業務内容の均衡がとれてないように思います。

以前は、３つのランクに分かれていました、２つのランクに変える時も試行的に２つのランクに分けるとのことだったかと記憶しております。

以前のように３つのランク分けに戻していただく方が、均衡がとれるように思いますが、いかがでしょうか。

【営繕課回答】

令和５年度の制度改革（別添資料２）によりランク基準Ａについては、所属建築士の人数を３名以上の者で総合評価点が上位２０番までの者としているため、事務所間の規模、均衡が図られると考えております。

３ランク分けの提案については、この制度改革の運用状況により検討するかどうか判断したいと思っております。

② データ管理について

図面等管理について改修業務の受注時に、既存建物のマイクロフィルム、原図、又は青焼き図等をお借りしますが、今までに何回か発注されている場合、今までの受注業者が個別にマイクロフィルム、原図、又は青焼き図を PDF 等にデータ化しているのではないのでしょうか。

改修業務の受注時に、受注業者がデータ化するのは、効率的ではないように思われます。発注者側でデータ管理をお願いできないのでしょうか。

【営繕課回答】

マイクロフィルム等をデータ化したものにつきましては、提供するようにしていますので、担当に申し出てください。

なお、設計委託料には、既存図面の復元費用を含んでおりますので、PDF 貼付けによる図面作成はしないでください。

③ 確認申請業務について

確認申請の電子申請がいわれて何年か経過していますが、電子申請が進まない原因の一つに、データと紙ベース両方の提出が必要だったように思います。

今は、メールによる PDF データでのやりとりも可能で、また、押印の省略も進んでいます。確認申請業務等のデジタル化及び効率化のためにも、申請業務についての意見交換等を進めていただきたいと考えます。

【住宅課建築指導室回答】

- ・ 建築確認をはじめとする手続のオンライン化については、改正建築物省エネ法等による業務量の増加に業界全体が対応するためにも、検討を進めるべきと認識しております。
- ・ 現在、手続き全般について、全庁的な「電子申請・届出システム」を活用したオンライン化対応の検討を進めておりますので、貴協会にも参加していただいている「改正建築物省エネ法等の円滑な施行に向けた連絡会議」を通じて、御意見をいただきたいと考えております。

④ 構造標準図について

現在、県発注工事における図面は、JWW データによる提出が義務付けされていますが、BMP 又は JPEG に変換して貼り付けて提出する必要があり、データ容量が大きいため特殊な方法でしか、送付できないようです。

利用者からデータの容量を小さくして下さいとの要望があるが、JWW に張り付ける段階である程度の容量が必要となります。

構造標準図は、一部を除けば決まった内容であるため、設計事務所の署名のない形の図面内容(原本の PDF)ではだめなのでしょうか。

【営繕課回答】

これまで同様の提出をお願いします。

図面作成の業務比率等を含め、今後の検討課題としたいと思います。

⑤ 構造監理について

現在、構造設計者の業務は構造設計のみです。現場の監理は現場でトラブルがあった時のみとなります。

施工について最新の情報が入ってこなければ、いつまでたっても古い形での施工方法でしか設計できない、これからの構造設計者の勉強のためにも又現場でのトラブルを避けるためにも構造設計者の監理業務の発注も考えていただきたい。

【営繕課回答】

工事監理業務の中で必要に応じ、再委託等で対応をお願いします。

⑥沿道建築物の耐震診断及び改修について

昨年意見交換会でも解答いただきましたが、耐震診断のその後の措置について教えてください。

- ・耐震診断を行った場合と行わなかった場合の補助額、改修等の要請の有無
 - ・改修及び解体等の補助額及び施工期間
 - ・沿道建物としての改修、解体、建て替え等の補助はあるのでしょうか
- 耐震診断を行っていただければ補助を受けられるが、診断をしていない場合は受けられないような規則はもうけていないのでしょうか

【住宅課建築指導室回答】

・令和3年3月末を報告期限とし、令和4年度に未報告の建築物所有者に対し、勧告をしたところです。

引き続き、訪問指導を行い、報告がない所有者に対しては、法に基づく命令、公表をすることとしております。

・耐震診断により改修等の必要性を判断するため、診断をしなければ補助の対象となりません。施工期間は定めておりませんが原則、交付決定を受けた年度内です。

改修等の要請は、所有者へ文書で通知をしています。

・県内で補助要綱がある市町村については、別紙のとおりです。

沿道建築物の補助率については、

耐震改修・建て替え・除却※ 国費 2/5、地方 1/3

※除却については R5.6月より県費補助（1/6）ができるようになりました。

・耐震診断を受けなければ改修・建て替えの補助は受けることはできません。

⑦2025年木造4号特例の縮小にともなう説明会等について

2025（令和7）年に木造建築物を建築する場合の建築確認手続きが見直しされ、現在の4号特例が縮小します。都市計画区域内の木造2階建て、平屋建て延べ面積200㎡超えが新2号、都市計画区域内の平屋建て延べ面積200㎡未満が新3号となります。

白地地域で平屋、200㎡以下の扱いも含めて、事前の説明会等のスケジュールはどのようになっているのでしょうか。

【住宅課建築指導室回答】

・現在の建築基準法第6条第1項第四号に該当する建築物に係る確認区分等の見直しについては、原則全ての新築住宅・建築物への「省エネ基準適合義務化」と並んで、今回の法改正における最も大きい改正内容の1つと認識しております。

・改正法は公布されておりますが、新2号に移行する建築物に係る添付書類など、国土交通省において検討中の内容もあり、これらが一定決まった段階で、説明会を含めた周知活動を展開したいと考えておりますので、貴協会におかれても御協力をお願いいたします。

⑧開設者・管理建築士のための建築士事務所の管理研修会の義務化について

現行の「管理建築士講習」の制度に変更になって、それまで、事務所登録更新時には義務であった表題の講習が義務ではなくなりました。現在、知事指定としていただいておりますが、義務でないため、受講者は事務所登録数に比較して相当少ない状況です。

建築の世界も時々刻々と変化しています。また、所属する建築士の場合は、3年に1度の定期講習が義務づけられていますが、開設者が建築士でない場合にはその義務がありません。ぜひ、新しい知識を習得してもらうべく、表記講習会の義務化をお願いしたいと思います。

なお、表記の講習の内容は建築士事務所の経営等に重点をおいたもので、建築士の定期講習とは若干違うものですので、建築士も受講しておく必要があると考えています。

【住宅課建築指導室回答】

- ・ 現時点では、法律に基づく根拠規定がないため、受講義務化は難しいと考えております。
- ・ 一方で、県としましては、適切な事務所運営・管理に向けた最新知識を習得いただける貴重な講習会と考えていますので、講習会の周知について協力させていただきたいと考えております。